

中等国語読本における言文一致体のはじまりに関する試論

——落合直文編『中等国文読本』『中等国語読本』を中心に——

菊野雅之

1 はじめに

明治中期において、言文一致運動はその最中にあり、完成には今しばらくの時間が必要とされていた。明治二〇年代の小学読本においては言文一致体は導入されつつあつたものの、中等国語読本ではその実現には至つていなかつた。明治後期・大正期の中等国語読本を紐解くと、言文一致体で綴られた教材を発見することは難しくない。中等国語読本における言文一致体はいつ、どの読本において始まつたのか。本稿は、そのはじまりが、落合直文編『中等国文読本』（明治三年検定本）であることを指摘し、その背景について言及する。なお、その中で採り上げる勝海舟「海外の一知己」は本来、記者の取材に対する談話であつたわけだから談話體という表現がふさわしく、物事を叙述するための口語文とは区別される。ただし今回は、普通文すなわち明治版和漢混淆文との対比を鮮明にしたいという意図から、談話体、口語文などを大きく内包した言葉として言文一致体という表記に統一している。

2 明治三五年検定本『中等国語読本』の教材選定基準

落合直文（一八六一—一九〇三）は、明治十五（一八八二）年に東京大学文学部古典講習科に一期生として入学する。同期には、小中村義象、萩野由之、関根正直など、後に国語教育の中心となる面々が名を連ねている。兵役後、第一高等中学校、国語伝習所などに勤務する。四二歳という若さでこの世を去るまで、国語教育に関わる重要な仕事を遺した。中でも『中等国文読本』と『中等国語読本』は最も目を引く仕事の一つである。

〔表二〕『中等国文読本』『中等国語読本』リスト

題	発行年月日	版	検定通過年月日
①中等国文読本	明治二月二十五日	訂正版	明治三月四日
②中等国文読本	明治三月十一年十一月十八日	訂正五版	明治三月二四日
③中等国文読本	明治三月三十日	訂正六版	明治三月九日
④中等国文読本	明治三月三十日十一月十五日	二五版	明治三四四年六月十七日
⑤中等国語読本	明治三月五七年二月七日	訂正再版	明治三月四四年六月十四日
⑥訂正中等国語読本	明治三六年一月二十七日		

この『中等国文読本』および『中等国語読本』は、『検定済教科用図書表』によると明治三〇年から大正一〇年までの間に、十二回の検定通過を確認することができる。『検定済教科用図書表』で確認される明治三〇年代に検定通過した『中等国文読本』と『中等国語読本』の各版の発行年と検定通過年については、八木雄一郎・辻尚宏（二〇〇九）によつて、【表一】のようにならうに整理されている。

同書は改訂のたびに、掲載内容が少なからず変更されることに特徴がある。例えば、明治三五年二月に検定を通過した『中等国語読本』は、『中等国文読本』から書名が変更されたことに加え、八割以上の教材が差し替えられた。

『中等国語読本』は、近代を代表する定番教科書であつたにも関わらず、それを取り立てて扱つた研究は多くはない。そういう意味で、『中等国語読本』の各版の目次を資料として提示した浮田真弓（一九九九）の仕事は精力的である。

明治二〇年代後半から明治三〇年代は、国語科教育に関する制度が整つていく時期である。中等国語科に関して言えば、明治二七年七月に大日本教育会国語科研究組合によって、「尋常中学校国語科の要領」が『大日本教育会雑誌』第一五〇号に掲載され、明治三一年七月八日には、後の「中学校教授要目」の土台となる『尋常中学校国語科教授細目』（以降「教授細目」と略記する）が示されることがある。浮田論は、その「中学校令施行規則」および「要

目」と、落合読本の変容を関連付けて把握しようとする。

浮田は、大幅な変更が確認される三五年検定本が、「中学校令施行規則」（明治三四年）を受けて改訂されたものと推測する。ただ、この指摘には疑義が残る。「中学校令施行規則」の「第一章 学科及其ノ程度」の第三条「国語及漢文」は次のようにある。

国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ知徳ノ啓發ニ資スルヲ以テ要旨トス国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講讀セシメ進ミニテハ近古ノ国文ニ及ホシ又実用簡易ナル文ヲラシメ文法ノ大要、国文学史ノ一班ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クヘシ

これは「国語及漢文」の教科の特性や目的について明らかにしたものであり、教材選定の具体的な基準を示したものではない。この文言だけで、読本内容の大きな変更が促されたとするのは無理がある。明治三五年検定本の編纂の趣旨については落合直文著『中等国語読本編纂趣意書』（明治三四年十一月）を確認することがまず採るべき手立てである。管見の限り、『中等国語読本編纂趣意書』に言及した先行研究はない。同書は、『中等国語読本』の編集意図を明らかにする際の重要な史料でありながら、これまで放置されてきた。同書では、現在の中学校が、高等普通教育と高等専門学校の予備教育という二つの目的を同居させた状態にあり、その二つを満たす教科書を作成することへの困難がまず述べられる。それを受け、余の、本書を編纂するにつきては、いふまでもなく、文部省の教授細目の趣旨に従ひ、また、実際教授の任にあたらる、

各学校教師諸君よりの注意に従ひて、専心、その趣旨と注意とに

背かざらむことをつとめたり。」と述べる。その上で智識の啓発、

徳性の涵養、読書力の養成、作文の修練の四つが目的であるとする。

そして、それらの目的を達成するための教材選定の方策について項目別に述べていく。「教授細目」とは、先に示した明治三一年の

「尋常中学校国語科教授細目」のことである。

「教授細目」は「国語科ノ本旨」のことである。

○国語科ノ本旨

尋常中学校ノ国語科ハ小学校ニ於ケル國語教授ノ後ヲ承ケ生

徒ヲシテ一層理解力ト運用力トヲ發達セシムルヲ目的トス

その上で国語科を「講説」「文法」「作文」の三科とし、各科のあり方について具体的な提言を行う。国語読本の内容に關わるの

は「講説科」であるが、その要旨を次のように示している。

講説科ニ於テハ左ノ數項ヲ以テ其要旨トス

(一) 読書力ヲ養ヒ併セテ口演及作文ノ模範ヲ示スコト

(二) 高雅ナル文學上ノ趣味ヲ解セシメ兼ネテ徳性ヲ涵養スルコト

(三) 百科ノ學術ニ闊スル知識ヲ啓發スルコト

(一) に「口演及作文ノ模範ヲ示スコト」とある点に注意したい。

また第一学年の講説科の教材について「附言」として具体的に教材作成の基準を提示した上で、次のようにも記している。

本学年級ノ讀本ニハ普通今文ノ外ナホ左記ノ種類ノ文ヲ含ム

ヘシ

(い) 正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説談話ノ筆記

(ろ) 名家ノ書牘文

(は) 韻文ハ主トシテ新体詩

読本における言文一致体の扱いに関する具体的な提言としては、これは大きな意味を持つ。この文言は、「要目」にも引き継がれ、その後の中等国語読本における言文一致体の導入を強く誘因することとなる。

この「教授細目」に従つて編集されたとされるのが明治三五年検定本「中等国語読本」である。「教授細目」を踏まえていることは、趣意書の説明のみならず、教科書構成からも判断できる。例えば、「教授細目」「附言」の「(は) 韵文ハ主トシテ新体詩」という文言は、卷二中村秋香「平壌の曲」において実現されている。卷四にも著作(落合作)「波瀾懷古」が見られる。「教授細目」には、第三学年について「韻文ハ主トシテ今様歌」ともある。第三学年に該当する卷五には、清水浜臣「夏夜」、小杉楓邨「古戰場」^{すきじら}の二つの今様が確認される。その他の卷にも五つの今様が確認される。他にも全卷を通して今文(明治期の文章)が配置されている点⁽³⁾、謡曲が教材化されている点など「教授細目」の影響が見て取れる。

また、「附言」の「(い) 正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説談話ノ筆記」に従うように、勝海舟談話筆記「海外の一知己」(卷一)に加え、加藤弘之談話筆記「少年時代の苦学」(卷一)、川田剛演説筆記「普通文の話」(卷一)も掲載されている。「海外の一知己」は前の版から掲載されているが、追加された二教材については「教授細目」の影響と判断して問題ないだろう。

これに付言すると、落合は「教授細目」の土台となつたと考え

られる「尋常中学校国語科の要領」を作成した大日本教育会国語科研究組合の一員であり、「教授細目」作成者メンバーである高津鉄二郎もまた、その一員であった。『尋常中学校国語科の要領』作成のさらに前段階として高津の名前で立案された「国語科（中学）校／師範学校）教授法」にも落合は関わっていたと推定される。「教授細目」作成の際には、高津は組合代表としてその意見をもとに発言したはずである。落合自身も「教授細目」の動向に注意を払っていたであろうことは十分にあり得ることである。

3 中等国語科における言文一致体の導入

古川正雄著『ちゑのいとぐち』（明治四年）は、児童幼年期の読本における言文一致体の採用の最初期に当たる。明治五年の学制発布後のものでは、文部省編『小学教授書』（明治六年）が最初期になる。その後、明治六・七年に「会話」（学制）を学ばせるための会話読本が編集され、そこにも言文一致体を見出すことができる。それからしばらく時を置き、新保鑑次『日本読本初步』第一二巻（明治十九年）、文部省編『讀書入門』（明治十九年）、文部省編『小学国語読本卷之二』（明治二〇年）などに至つて、言文一致体は小学読本に定着の様相を見せるのである。⁷⁾

では、中等国語読本において、言文一致体が最初に取り入れられたのはいつなのか。この点について言及しているのは、管見の限り、田坂文穂（一九七四）のみである。田坂は明治三四年十一月出版の『中等国語読本』を探り上げる。同論文中で示される章段名が明治三五年検定本の内容と一致することから、田坂が扱つ

ている版は明治三五年検定本と同内容のものであることが分かる。田坂は、『中等国語読本』の前の版である『中等国文読本』について「時は二十年代の後半とはいえ、同時代人をこれだけまとめて登場させた教科書は空前であろう。」と指摘している。また、『中等国語読本』が近代文学を最初に採り上げたという重要な指摘もあるが、ここでは、言文一致体に関する指摘に集中したい。田坂は次のように述べている。

小説の世界の言文一致運動は、長谷川二葉亭や山田美妙などによって明治二十年代のはじめから展開されていくのだが、ジャーナリズムはまだ当分は言文一致体をとりあげることに二の足をふんだので「普通文」とか「時文」とか称せられた明治期の文章は殆ど例外なく旧套を墨守しつづけたという客觀情勢におされ、また古典作品や擬古文が教材の骨格となつていてもあつて教科書は言文一致体を取り入れにくい事情があつたのだが、落合はこの本ではじめて口語体の文章を採り上げた。卷一の加藤弘之の談話筆記「少年時代の苦学」、卷二の川田剛演説筆記「普通文の話」がこれである。この二例を通じて、教科書への言文一致体の導入は話すことばを通じて始められたことが知られる。

言文一致体と中等国語読本の最初の接点についてのこの田坂の指摘は誤りである。たしかに、言文一致体を中等国語読本に取り込んだのは落合直文だつたが、それは『中等国語読本』ではなく、その前々版の三年検定本『中等国文読本』から始まつていた。そして、その際に採用された教材は、勝海舟の談話筆記「海外の

一知己(9) であつた。

そもそも、この三二年検定本は、前版から教材内容が大きく変更されている。その変更の中に言文一致体も含まれていたのである。【表二】に示したのは、三二年検定本卷一の目次である。同時代作者の文章によつて構成されていることは、前版とも同じであるが、その中に「海外の一知己（口語文訳）」という教材があることに気付く。これが中等国語読本における最初の言文一致体である。

この「海外の一知己」は次のようになります。

一夕、勝海舟を氷川邸に訪うた、ところが、はなしは、たまたま、丁汝昌のことにおよんだが、翁は、口を開いて、『丁汝昌は、おれが、海外の一知己だつたが、日清戦争の時に、とうとう、自殺してしまつた。當時、おれは、今昔の感にたへず、病氣を推して、こんな文章をも書きかけた。

二十八年二月十六日、丁汝昌、その率ゐるところの軍艦に、

降旗をかかげて、われに降るといふ。(中略)
ここまで書いたところが、胸中の感慨と、病余の衰弱とで、頭痛がしだしたものだから、已むを得ず、それなりにした。今、そのつづきを口で話さうわい。(以下略)

これは記者が勝海舟の許に訪れた際に、勝海舟の談話を筆記したという体裁になつており、この教材の末尾には「勝海舟談話筆記」とある。そして、この直後には文語文による同内容の文章が続く。

一夕、勝海舟を氷川邸に訪ぶ。談、たまたま、丁汝昌のことにおよぶ。翁、丁汝昌は、余が海外の一知己なりしが、日清

【表二】明治三二年検定訂正六版『中等国文読本』卷一目次

憲法発布	ほあそなあと氏を送る詞 井上毅
三条実美公その一	学問 堀秀成
三条実美公その二	田舎人の話 那珂通高
功臣の末路その一	勸学 落合直亮
功臣の末路その二	堀検校保己一 栗本鋤雲
将棋の盤 高崎正風	まことの学問 福澤諭吉
精神 谷干城	二宮尊徳翁夜話 福住正兒
黄海の戦その一	海泥ニ鰐の談 榊原芳野
孫氏の書牘を読む 依田百川	勤懃二字の説 那珂通高
海外の一知己（口語文訳）	新辯社製造場を觀る記 成島柳北
佐久間象山その一 加藤弘之	善く働き善く遊ぶべき論 大鳥圭介
佐久間象山その二 佐々木高行	汽車の旅 佐々木高行
余が劍術の修行 勝安芳	京都巡覽記 木村正辭
忍耐 西村茂樹	

戦争の時、終に、自殺せり。當時、余は、今昔の感に堪へず、一篇の文章をつづらむと、病をつとめて、筆とりぬ。

二十八年二月十六日、丁汝昌、その率ゐるところの軍艦に、

降旗をかかげて、我に降るといふ。(中略)
と書きかけたりしが、胸中の感慨と、病余の衰弱とにて、頭痛はげしく、ために、中途にしてやみぬ。今日、幸に、君の訪ぶあり、そのつづきを語らむと、語られぬ。

この談話教材の元となつたのは、明治二八年二月二三日、二三日の『国民新聞』に掲載された「冰川伯の丁汝昌談（一）（二）」

である。勝海舟は、長く居住していた赤坂水川にちなんで水川伯と呼称されていた。同記事は次のように始まる。

昨水川伯を訪ぶ例に依り養病臥床に横はる然れども健談旧に異ならず警世諷時の談吻を衝ひて出づ

談忽ち丁汝昌自殺の事に及ぶ伯肅然として曰く丁は實に余が海外の一知己不幸此の訃音に接し転た今昔の感に堪へず満胸の感慨を此四十字に據へたりとて座右に在りし白紙に大字したる左の詩句を示さる曰く余が詩平仄もなければ題字もなし

詩人に見せたら笑らふだらうよ笑ふが笑ふまひが其所は詩人の御勝手だ余は只だ丁に酬ひる一片の回向を手向のだ哩

二月十七日聞旧知清国水師提督丁汝昌自殺之報（中略）

種々の感懷は胸中を往来して止まず為めに此の病軀を騙て左の文字を認めしめぬ併し此等の文字を新聞なんぞに出されると忽ち世間の人には勝の老爺は敵の大将なんぞを最眞してフラン奴だと叱られるよ

而して伯は徐ろに左の文字を読み聞かされぬ

廿八年二月十六日丁汝昌その率うる所の軍艦を以て降旗我に降ると（中略）

伯は読んで此所に至り嘆息して曰く書いて是に至れば胸中の感慨と病余の衰弱は頭痛等々止を得ず筆を擲ち去りぬ他は御話だよと丁に関する談話を続けられぬ

これは教材の内容に近接しているが、表現が一致せず、直接の引用元とは考えられない。その後、勝海舟の談話記事を収集し、それを口語文にリライトした吉本譲『海舟水川清話』が明治三〇年

十一月に出版される。これには「丁汝昌」の記事も口語文で掲載されており、次のように始まる（底本は、明治三二年発行、第一〇版、国会図書館蔵本を使用した）。

丁汝昌は、おれが海外の一知己だつた。が、日清戦争のとき にとう／＼自殺してしまつた。當時、おれは今昔の感に堪へず、かういふ詩を作つた。併し平仄などは、無茶だヨ。

二月十七日。聞^キ旧知清国水師提督丁汝昌自殺之報（中略）

また病氣を推して、こんな文章をも書きかけた。

廿八年二月十六日、丁汝昌その率うる所の軍艦を以て、降旗我に降ると。（中略）

此所まで書いた所が、胸中の感概と、病余の衰弱とで、頭痛がし出したものだから、止むを得ずそれなりにした。今、その続を口で話そうワイ。

読本の表現にかなり近似していることが分かる。これが直接参考にされたことは間違いないだろう。教材「海外の一知己」は、吉本の『海舟水川清話』を下敷きに、口語文、文語文ともに落合自身の手によって、再構成されたものだと推定される。

もつとも、この吉本の仕事には、瑕疵があることは断つておかなければならない。この『海舟水川清話』は、吉本が収集した新聞記事を口語文にリライトしたわけだが、吉本が当時の風潮を鑑みて採用しなかつた記事も多數ある。また、新聞掲載当時の談話内容をまるで最晩年に回顧したかのように改竄されてもおり、この「海外の一知己」もそれを免れていない。本来は日清戦争の最中、

すなわち『国民新聞』に掲載された明治二八年二月二一日、一二二日に掲載された記事が元となつてゐるわけだが、『海舟水川清話』では、日清戦争以後に回顧したかのように書き直されてしまつてゐるのである。そして、落合自身はそのように改変されている『海舟水川清話』を元としたと考えられ、本来、日清戦争最中に書かれた記事を、「日清戦争の時に」と回顧録のように書き記すことになつてしまつたのである。

4 言文一致体の採用の契機と意図

三二年検定本に言文一致体が初めて採用された契機や理由を明示する史料は現在のところ見出されていない。ここでは、史料的な限界を踏まえつつ、後の版である『中等国語読本』の編纂趣意書などを扱い、その契機と理由について考えてみたい。

三二年検定本において、勝海舟の談話筆記「海外の一知己」が掲載された契機としてまず考えられるのは、明治三一年七月八日に示された「教授細目」の影響である。『中等国語読本編纂趣意書』

にて、三五年検定本が「教授細目」を踏まえていることは明言されているわけだが、この趣意書はあくまでも『中等国語読本』の編纂趣意書であり、今問題にしている三二年検定本『中等国文読本』が、「教授細目」を踏まえているという直接の根拠とはならない。事実、『中等国語読本』が、「教授細目」に従い、新体詩や謡曲の教材化を行つてゐるような配慮は、三二年検定本では確認できぬし、卷七以降に、明治期の文章や近世文が掲載されることもない。三二年検定本は、「教授細目」を強く意識した三五年検定本といふ。

は、内容を大きく異にしてゐる。しかし、「教授細目」と国語科研究組員であつた落合との距離は近く、「教授細目」が示された後、落合がそれにまつたく目を通していないこともあり得ない。そして、「教授細目」（明治二一年七月八日）に「演説談話ノ筆記」の文言が記され、その後、三二年検定本（明治三二年一月三〇日発行）に勝海舟の談話筆記が掲載されるという時間的経緯には因果関係を推測させるものがある。落合が「教授細目」を踏まえた上で、「海外の一知己」を教材化した可能性は十分あり得ることである。ただ、ここでは仮説として述べるに留めておきたい。

少し「海外の一知己」に期待された教材としての価値について考えてみたい。「教授細目」の「附言」には「正確ナル口語標準ヲ示スヘキ演説談話ノ筆記」を読本に含めるとだけある。これが話し方の標準なのか、文体としての口語文の標準なのか。あるいはその両方なのかということについては説明がない。

先に挙げた『中等国語読本編纂趣意書』の「四、作文の練習」の項に次のような文言がある。

又、文典の教授も受けざる生徒に、係結のむづかしきものなどを読ましむるも、無用無益の事たり。故に、本書は、文典の教授の学年学級をはかり、初年級には、さる文を避けたり。ことに、初年級にありては、口語文など書き習はしむるもの、必要なべければ、さるものをも、まじへたり。その他、文話の如き、作文の注意の如きものに関する文章を、ところどころに、とり用ひたるも、皆、作文練習といふことを、重じたるがためなり。

『中等国語読本』において、三つの談話筆記の教材を採用したのは、初学年に「口語文など書き習はしむる」ためであり、それは「作文練習」を重視した結果であるという。「教授細目」の「附言」の意図するところは本稿では整理することができなかつたが、落合自身はこれらの談話筆記を初学年の作文教材として位置付けている点に注意したい。三年検定本においても、第一学年の前半（巻一）の段階で勝海舟談話筆記「海外の一知」は学習されるよう配置されている。この配置は、『中等国語読本』と同様、初学年の作文教材として位置付けられていたと考えてよいのではないか。

5 おわりに—今後の課題

甲斐雄一郎（二〇〇八）は、明治期小学読本における言文一致体の採用数を網羅的に調査し、明治三三年の小学読本においてその扱い方が飛躍的に増大していることを指摘した¹⁴⁾。そして、それは前近代の文語文を国語と把握してきた従来のあり方から、明治期の文体をも国語として把握しようとする「国語觀の拡大」を背景としていることに加えて、方言格差の是正や学習困難の改善といった問題への対応のためであつたと推察した。

山本正秀（一九六五）は言文一致運動を大きく七期に分けており、第四期（第二百覚期）が明治二八年から明治三二年、第五期（確立期）が明治三三年から明治四二年としている。甲斐も言うように、小学読本における言文一致体急増と第五期への移行のタイミングは一致している。そして、落合が言文一致体を中等国語読本に初めて採用したのは、その第五期（確立期）直前の明治三二年であつた。

すなわち中等国語読本を分析する際の観点として、言文一致運動の大きな流れとの関連に加えて、小学読本との継続性を念頭に置かなければならぬことが課題として見えてくる。「教授細目」においても「第一年級二用フヘキ読本ハ小学読本トノ連絡ヲ図」ることが記されている。本稿ではこの観点からの分析に至ることができていない。再度この点を踏まえた調査を進めたいたい。

冒頭に述べたように、今回、談話体、口語文といった区別をあげてせず、それらを包括した言文一致体という表現に統一した形で論を進めてきた。ただ、今後は、その定義を細やかにしていく必要がある。談話体の導入によって始まつた言文一致体の教材化であるが、それが談話体から口語文（近代小説など）へ移行する時期が到来する。談話体から文章語としての口語文への移行は同時に通用語の地位が本格的に普通文から言文一致体へと移行するということでもある。そして、普通文の文範として把握された古典の教育的根拠はこの時にいよいよ消滅の段階となり、古典教育論の再考・再生も同時に進行したはずである。本稿はその見取り図を描くための始発として言文一致体と中等国語読本の出会いについて述べたものである。

※明治大正期は和暦でそれ以外は西暦で表記する。必要に応じて並記することもある。漢数字の「十」は「十三」のように「十」で始まる以外には使用しないが、引用の際はその限りではない。

八木雄一郎・辻尚宏「明治三〇年代における中学校国語教科書の編集方針——落合直文の国語教育觀と編集教科書から」『人文科教育研究』三六二〇〇九、浮田真弓「明治期中学校の文学教育（1）——落合直文編集教科書に関する考察——」『桜花學園大學研究紀要』一、一九九九。

各学年の教材として「今文」が項目としてある。

第五学年の指示に「誦曲ノ文（編若干ハ三編）」とある。

「中等国語読本」は「教授細目」通りに全てが構成されているかと言えば、必ずしもそうではない。「教授細目」では、第三学年の段階で、神皇正統記などの近古文（中世文）の学習が設置されているが、読本では第三学年（卷五、六）に近古文は扱われず、明治期の文章と近世文が掲載されている。近古文が扱われるるのは第四学年（卷七、八）からである。

菊野雅之「近代中学校国語科の枠組みの成立——高津鉢三郎立案『国語科（中学校／師範学校）教授法』の形成過程を中心にして」『国語教育史研究』十三二〇一二

小学国語読本における言文一致体の歴史については、山本正秀「近代文体発生の史的研究」（一九六五）、古田東朔「口語文体の形成（一）～（十三）」「実践国語教育」（一九六一・五）～（一九六二・六）を参照した。田坂文穂「落合直文編『中等国語読本』の研究」一九七四

文法書や一作品のみを掲載した読本などを除き、明治十九年から明治三一年の間に検定を通過した中等国語読本（雑纂本）の調査を行った。また、『中等国語読本』『中等国語読本』の各版の調査も行つた。

〔表三〕に示したのは、明治二九年八月発行訂正版（東書文庫藏）卷一の目次である。検定印はなく、最初の検定を通過する直前のものだと考えられる。全巻を通じて言文一致体は採用されていない。明治三〇年の検定を通過したのは、明治三〇年二月二五日発行のものである。発行日と同じものを調査することはできおらず、明治二九年版との、厳密な差異を明らかにすることはできないが、その間に大きな変化はなかつたようだ。〔表四〕は三年検定本（明治三一年十一月十八日発行訂正五版（東書文庫藏））の卷一日次だが、この段階においても全巻通じて言文一致体は確認されない。

なお、浮田（一九九〇）は、三年検定本、三五年検定本、三六年検定本、三九年検定本の目次を資料として示している。だが、同論で三一年検定本の目次として示されているものは、三二年検定本の目次である。注意をされたい。

【表三】明治二九年発行訂正版『中等国文読本』卷一日次

国体の基礎	小中村義象	旅順の慰魂祭	
君仁民忠國	阪正臣	將軍の盤	高崎正風
皇后陛下より東京慈恵医院への御令旨		北畠親房郷	久米幹文
徳育の歌	福羽美静	学生を論じゝ歌	落合直吉
富国策	福沢諭吉	學問	堀秀成
技芸教育新書の端書	井上毅	細川大人に与ふる書	井上毅
岩崎弥太郎の伝	その一	熊木直太朗の伝	井上毅
岩崎與太郎の伝	その二	勸学	高崎正風
実業論	福沢諭吉	稿校保己一	栗木鋤雲
アームストロング製造場	黒田清隆	勤懃二字の説	那珂道高
杉坂の曲 物集高見		善く働き善く遊ぶべき論	大島圭介
天津 未広重恭		草まくら その一	中根淑
芝罘 未広重恭		草まくら その二	中根淑

【表四】明治三年検定訂正五版『中等国文読本』卷一目次

国体の基礎 小中村義象	旅順の慰魂祭
君仁民忠国 阪正臣	將軍の盤 高崎正風
皇后陛下より東京慈惠医院への御令旨	北畠親房卿 久米幹文
富国策 福沢諭吉	学問 堀秀成
技芸教育新書の端書 井上毅	学生を諭し歌 落合直亮
岩崎弥太郎の伝 その一	学問のすすめ緒言 福沢諭吉
岩崎弥太郎の伝 その二	細川大人に与ふる書 井上毅
実業論 福沢諭吉	熊本直太郎の伝 井上毅
アームストロング製造場 黒田清隆	勸学 高崎正風
黄海の戦 その一	墻檢校保己一 栗本鋤雲
黄海の戦 その二	忍耐 西村茂樹
杉坂の曲物集高見	勤懃二字の説 那珂通高
天津 未広重恭	善く働き善く遊ぶべき論 大鳥圭介
芝罘 未広重恭	草まぐら その一 中根淑
	草まぐら その二 中根淑

11

この吉本譲『先生水川清話』における改竄については、勝海舟全集刊行会代表江藤淳『勝海舟全集21』（一九七三年）、勝海舟／江藤淳・松浦玲編『水

川清話』（講談社学術文庫

二〇〇〇年）に詳しい。

12 甲斐雄一郎『国語科の成立』二〇〇八

（早稲田大学教育学部非常勤講師）